

# 大阪城

2024  
4/4 (木)  
14440  
号

全港湾  
一西成分会

2647  
6647-  
4947

早朝でも10度を越えてきた。暖かくなった。  
企業や学校、役所などは、新年度ということで  
新しい服を着たり、気持を切りかえて、新しく  
動こうとしている。しかし、現実の物質社会は物質  
独自の動きで法則で流れている。

社会の批判をあびた裏金問題と、自民党は、  
党としての反省とけじめの処分として、39人ほどに罰則  
を与えるという。安倍派幹部4人ほどには「離党勧  
告」半年間の党員資格停止にするとか、幹人は  
「選挙で非公認」とも、今日あたりに発表し、首振りま  
にする計画といわれている。4/10には、岸田首相とい  
は、アメリカへバイデン大統領に会いに行くので、  
その前に、形だけはこうつけておこうというのだらう。  
しかし、4/28には、国会議の目の補欠選挙が長崎、  
島根、東京にほであるので、世間的には、岸田政権  
への一定の判断の内容は出てくるのだらう。

社会も、大企業業の賃上げの話、物価はまたまた上って  
いて、実質賃金は下がる。中小企業業や、非正規で  
働く労働者の生活は苦しくなっていて、階級・階層の  
分断と差別は強まっている。金利のある世界になり  
戦後、第3段階の舞臺に入り、生きづらさも極まる  
場所に変化してきている。

## 1. 2024年4月1日から建設業で時間外労働の上限規制が適用

建設業では、2024年4月1日から罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されます。上限規制の時間は月45時間、年360時間です。臨時的な特別な事情がある場合でも、単月で100時間未満、複数月平均80時間以内、年720時間以内に収める必要があります。ただし、復旧・復興に関わる業務の場合については、単月で100時間未満、複数月平均80時間以内の条件は適用されません。

## 2. 建設業の労務課題

建設業の労務課題は主に「長時間労働」と「人材不足」です。厚生労働省の2020年度の毎月勤労統計調査によると、建設業の総実労働時間は164.7時間で、全産業平均よりも30時間以上多い結果でした。年間の総実労働時間も全産業より300時間以上多く、長時間労働の傾向が見られます。また、建設業では週休2日(4週8休)が十分に実施されておらず、建築工事においては約5割が4週4休で働いています。

西成の日雇い労働者の残業に直堰に連結するものではないのですが、会社の正社員・監督まで残業で縛りがかかることで、現場の稼働や土曜休日の完全施行など仕事の流れがかわってくるとおもいます。

新年度に入りましたが、仕事の流れ気になるところですが、現金求人は落ちこみは、残念なことに持続しそうです。

三角公園の桜も  
けなげに咲いて  
春を告げてます。